

山鹿市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 1 6 号

山鹿市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の住居手当に関する規則（平成 1 7 年山鹿市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「給与条例第 8 条第 1 項」を「山鹿市一般職の職員の給与に関する規則（平成 1 7 年山鹿市規則第 4 2 号）第 1 4 条第 1 項」に改め、「次条第 2 号に掲げる住宅並びに」を削る。

第 3 条中「第 2 条第 1 号」を「前条第 1 号」に改める。

第 4 条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 4 項に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き」を「新たに」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 7 条第 1 項に後段として次のように加える。

前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。

第 9 条第 1 項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降で市長が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。